# 医療事故調査制度初期対応簡単ガイド

# 1 患者様の死亡発生!

先ず遺族への通常の説明 簡単に判る範囲で説明し、後で死亡に至った経緯等については詳しく説明する旨を 伝える。

## 2 事故調査制度に基づく報告対象か?

- (1) 個人診療所の場合には、医師(管理者)が状況把握のうえで判断する。
- (2) 病院等では、医療安全委員会を開催して、報告事例に該当するか判断する。

## 3 報告すべきかはっきりしない・・・

県医師会事務局又は医療事故調査・支援センター(調査・支援センター)に相談する。 (電話番号は下記) 県医師会は、相談連絡があった時点で、県医師会医療事故調査支援委員会(支援委員会)で対応する。 相談後、県医師会は報告対象事例であるかを回答するが、報告するかどうかの最終判断はあくまで管理者で、 委員会の対応は助言までである。

# 4 一定の時間が経ってから(落ち着いてから)、詳しく説明

希望される場合は、支援委員会が説明時に立ち会い、遺族への説明支援を行う。

- (1) 医療事故調査・支援センターに発生報告しない場合: 患者様が死亡に至った経緯と原因について詳しく説明をする。 遺族の納得を得られるように判りやすい言葉を使う。
- (2)医療事故調査・支援センターに発生報告する場合:

患者様が死亡に至った経緯と原因について詳しく説明し、今回の死亡が予期せぬ死亡事故であった旨を説明する。その後、医療事故調査制度の概要と医療事故調査・支援センターへの調査報告について分かりやすく説明する。

#### 説明の要旨

- 1) 死亡の日時、場所、状況、など。
- 2) 院内調査委員会を設置して院内事故調査を行う。 この委員会は第三者性と専門性から外部委員(医師、看護師等)を加える。 調査は、死亡に至った原因を明らかにして、再発を防止することが目的である。 ただ、必ずしも全てで解明できるわけでは無い。
- 3) 事故の概要について、調査・支援センターに報告する。
- 4) 死亡に至る概要がまとまれば、調査・支援センターに報告する前に、遺族に説明する。
- 5) 予期せぬ死因が判明する場合もあることから、病理解剖・A i 等の承諾を得るよう努める (遺族説明文書を用意しています)。管理者からの要望があれば、支援委員会が説明に同席致します。

# 5 医療事故と判断した場合

- (1) 管理者は、調査・支援センターに書面もしくはホームページ上で報告する。
- (2) 管理者判断のみで調査・支援センターに医療事故の報告を行った際は、初動調査や院内事故調査委員会設置の支援を受けるために、県医師会へも連絡する。

### 宮崎県医師会 0985-22-5118

【受付時間】平日の8時30分から18時、土曜日8時30分から12時30分の時間帯は、県医師会事務局で対応する。 時間外又は日曜祝日等、県医師会が対応できない場合は、国が指定した東京の医療事故調査・支援センター (下記)に連絡する。

# 医療事故調査・支援センター 03-3434-1110 (日本医療安全調査機構)

【受付時間】365 日 24 時間対応 http://www.medsafe.or.jp/